

日南町小規模改修等に係る原材料支給実施要領

第1 趣旨

日南町小規模改修等に係る原材料支給の実施については、日南町小規模改修等に係る原材料支給要綱（以下「本要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2 支給対象事業

1 本要綱第2条第1項第2号に規定する町長が別に定める場合とは、次に掲げる者が受益者となる場合とする。

(1) 担い手農業者又は認定農業者

(2) 新規就農者

(3) (1)及び(2)を除き、町が特に認める意欲的な農林業者

2 本要綱第2条第1項第3号に規定する町長が別に定める金額とは、申請一件当たりの材料費合計が6万円未満の場合とする。

3 本要綱第2条第1項第4号に規定する町長が別に定める期日とは、当該年度の12月末日とする。

4 本要綱第2条第1項第5号に規定する町長が別に定める事業とは、日南町単独災害緊急対策事業とする。

第3 支給原材料の限度額

1 本要綱第5条第1項に規定する町長が別に定める額とは、一申請当たり20万円とする。

第4 支給の申請

1 一事業者が行える支給の申請は、当該年度に一回とする。

2 本要綱第6条第2項に規定する町長が別に定める期日とは、当該年度の9月末日とする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。